

令和8・9・10年度 北本市小規模工事等契約希望者登録の申請をされる方へ

この登録は、北本市が発注する小規模な工事、補修、修繕「少額で内容が軽易な受注」を希望する方を登録し、積極的に見積指名業者選定の際の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

この登録申請をした方は、「北本市小規模工事等契約希望者名簿」に登載して庁内に提供し、市が発注する小規模な契約の際に見積指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありませんので、ご了承ください。

1 登録要件

{登録できる者}

- ① 北本市内に主たる事業所（所在地又は住所）を置いている者
※ 北本市外に本店・本社等がある場合は登録できません。
- ② 建設工事等入札参加資格審査申請（入札参加登録）をしていない者

{登録出来ない者}

- ① 市内に主たる事業所を置いていない者（市外に本店がある場合など）
- ② 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）
- ③ 建設工事等入札参加資格審査申請（入札参加登録）をしている者
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- ⑤ 市税(法人の場合は法人市民税、個人の場合は個人市民税)について未納がある者

2 受付方法

- (1) 受付期間 令和8年4月1日からの土・日曜日、祝日を除く市役所開庁日
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場 所 北本市 政策推進部 財政課 契約・検査担当（庁舎2階）

3 有効期間

申請受理日から令和11年3月31日まで

4 提出書類

- ① 北本市小規模工事等契約希望者登録申請書（市指定様式）
- ② 納税証明書
法人：法人市民税の納税証明書
個人：個人市民税の納税証明書

- ※ 納税証明書について、納期未到来を除き完納されていること。
 - ※ 市民税が非課税の場合は、非課税証明書を添付してください。
 - ※ 新規に設立した法人で課税期間がない場合は、事業証明書を添付してください。
 - ※ 証明書発行日は提出時の直前3か月以内のものに限ります。写しでも可。
- ③ 登録希望業種に係る許可・免許等有している場合は、その写し。

5 その他

- ① 見積指名された場合の契約方法は、原則として複数の者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。なお、見積りに指名されても辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡してください。
- ② 契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約します。この場合の契約保証金は原則として免除します。
- ③ 契約の履行は、北本市契約規則その他の関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）はできません（市が認めた場合を除く。）。
- ④ 請負代金及び納入代金の支払いは履行完了後の検査に合格した後、請求に基づき一括支払いします。
- ⑤ 契約に関して談合等その他関係法令に違反する行為があった場合及び業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合は、登録を取り消します。
- ⑥ 名簿は、一般に公開します。

【申請書の書き方】

- 1 『所在地又は住所』は、事業所の所在地を記入してください。個人が自宅で事業を行っている場合は自宅を住所として記入してください。
- 2 『商号又は名称』は、法人の場合は、登記事項証明書又は商業登記簿謄本に記載された商号を記入し、個人の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は、記入しないでください。
- 3 『代表者職・氏名』の「職」は、法人の場合は、登記事項証明書又は商業登記簿謄本に記載された代表者の**役職名**を記入してください。
- 4 この申請書に押印する印鑑は、見積書・契約書・請求書等に使用することとなるので、法人の場合は、代表者印を、個人の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものは使用しないでください。
- 5 申請希望業種は、5業種以内であれば業務内容の制限はありません。ただし、その業務を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合は、それらを受けていなければ申請できません。

【小規模工事 希望業種一覧】

営業種目	取扱品目及び工種
工事・補修・修繕	『土木工事業』
	『建築工事業』
	『大工工事業』
	『とび・土工事業』
	『石工事業』
	『屋根工事業』
	『電気工事業』
	『管工事業』
	『タイル・レンガ・ブロック工事業』
	『鋼構造物工事業』
	『鉄筋工事業』
	『舗装工事業』
	『板金工事業』
	『ガラス工事業』
	『塗装工事業』
	『熱絶縁工事業』
	『電気通信工事業』
	『造園工事業』
	『さく井工事業』
	『建具工事業』
『消防施設工事業』	
『解体工事業』	
『上記以外のその他の工事』	

※ 問合せ 北本市役所 政策推進部 財政課 契約・検査担当
 電 話 048-591-1111 内線 2223・2248
 048-594-5513 (直通)

北本市小規模工事等契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 北本市長

		登録番号			
所在地又は住所	〒 364- 北本市				
法人番号 (法人のみ記入)					
フリガナ					
商号又は名称					
フリガナ					
代表者職・氏名					印
電話番号	048-		FAX番号	048-	
携帯番号					

※ この申請書は、黒のペンで記入してください。印鑑は、見積書や契約書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表者印（登記印）を、個人の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものは使用しないでください

登録希望業種（5業種以内）

登録希望業種	具体的な工事等の内容 (簡潔に記入してください)	許可・免許を有する場合 (種類・名称等を記入する)
1		
2		
3		
4		
5		

※ 登録希望業種に係る許可・免許等有している場合は、その写しを添付してください。

【 工 事 等 経 歴 書 】

受注年月	工 事 の 名 称	請 負 代 金 (単位千円)
年		
月		
年		
月		
年		
月		
年		
月		
年		
月		

※ 工事の経歴については、申請月直前2か年以内の実績を記入してください。
 (工事の経歴は、市発注でなくともかまいません。)